

くらしの相談センターだより

所長 宮原春夫 2016年5月 第152号

発行：くらしの相談センター
〒210-0005 川崎市川崎区東田町10-36 電話&FAX 246-6823
E-Mail h-miyahara@siren.ocn.ne.jp (HP) http://kurasino-soudan.jimdo.com/

シリーズ
ご存知ですか

「市民税・県民税の減免」 制度の活用を

「少額所得者の減免につ
いて」

川崎市には、市民税・県民税の納付が困難な方で、所得金額が「市税条例施行規則」で定める金額以下の方(別表参照)は、市民税・県民税の免除が受けられる川崎市独自の「少額所得者の減免」制度があります。

「減免を申請される方は」

納税通知書が届いてから減免申請書及び生活状況申立書(納付困難理由などの記載用)を市税事務所市民税課へ納期限までに提出することになります。減免制度の適用については、申し立てによる生活状況等と所得限度額(下記の表参照)により決められます。なお「納税通知書」は例年、6月10日前後に送付されます。

扶養親族数	なし	1人	2人	3人
所得限度額	1,094,000円	1,466,400円	1,824,800円	2,186,380円

4人以上は2,186,380円に1人につき475,300円を加算した金額

※扶養親族数には、控除対象配偶者を含みます。

相談事例 (その128)

親子の断絶 しないで済みました

昨年11月下旬、渡田に住むTさんから親族会議を行うので同席してほしいとの相談があり所長が参加することに。「一人暮らしで不安だし家が古くなったので売却し病院通いもあるのので近くのマンションにでも住みたい」というものでした。

2人の子供さんも賛成されたので不動産屋と相談しました。

2月中旬家の売却が決まった頃、Tさんから「次男が4分の1の権利があるのでお金でほしいと言ってきた」とのことでしたのでセンターの顧問弁護士と相談したところ「10前父が亡くなったとき父親名義の家と土地を母の名義に変える時点で2人の子供の同意書があるので母が生きている間相続の権利は無い」

お田植祭

読者のひろば



五穀豊穡を祈願して「お田植祭」千葉県多古町にて

と言われ、次男にこの話をしてもらえなかったというのでお彼岸(3月20日)の日に再度全員が集まって話し合いを行いました。

「高齢の母が一人でアパートに住み病院通いもあり近いうちに施設に入るようになればお金がいくらかかるかわからない、母が亡くなったら2人で平等に分けてほしい」という内容の話し合いで全員の合意ができました。

土地の半分を購入した昔からの友人のIさんが3階建てのアパートを建ててその1階に入居することも決まりTさんは3月下旬病院の近くのマンションに引っ越しました。

「相談センターと不動産屋さんと弁護士さんとIさんの協力で難問がすべて解決することができありがとうございました」とお礼に来られました。

みんなで楽しく歌いましょう

くらしの相談センター 応援コンサート

日時：2016年6月5日(日)
開場 午後1時45分
開演 午後2時
会場：東海道かわさき宿交流館
4F 集会場

今年もふたつのグループに応援出演いただきます。一緒にうたいましょう!



下河フンさん
ベトナム民族楽器一弦琴の奏者。昨年、日本人男性と結婚。日本各地で演奏会を行い日越友好の架け橋となっている。

ザ・のんべーず
この街に欠かせない音楽集団。ジャンルを問わず心に残る曲を「のんべーず」サウンドとして届けてくれます。

参加協力券：1,000円(飲み物、和菓子代)

主催「くらしの相談センター応援コンサート」実行委員会
Tel 044-246-6823

電力自由化 再生可能エネルギーを 国民の声で支えよう

市民の力でエネルギー革命のチャンス

「反原発運動の両輪としての再生可能エネルギー普及を川崎で」「市民によるエネルギー革命を！」このような理念をかかげた「NPO法人原発ゼロ市民共同かわさき発電所」の活動も、スタートから2年が経ちました。

この間を振り返ると、市民出資のソーラーパネル市民共同発電所は川崎市内に2か所設置することができました。また、発電所の電気を使った再生可能エネルギーのお祭り「おひさまフェス×星空上映会」を多摩川河川敷で開催し、2000名が参加、市民への啓発普及イベントも進めています。地域の環境団体と川崎市環境局をつなぐ「地域エネルギー市民協議会」を設立し、行政と市民との協同の場として動きはじめています。地道な地域での運動が、少しずつ地域を変えていく。そんな実感を得ながら、日々仲間と共に活動を進めています。

ここで、市民の力で脱原発、エネルギー革命を進めるチャンスが訪れました。今年4月からはいよいよ、電力自由化です。これまで、市民は電力を自由に選べず、東京電力をはじめ地域独占の電力会社がつくる電力に依存する他ありませんでした。そのため、私たちの運動も、電力会社あるいは国、裁判所に「原発をなくせ！」と訴える運動が中心でした。しかし、電力自由化によって、私たちは、原子力を使っている電力会社を「選ばない」ことができるようになったのです。

人類と両立し得ない「神の火」原子力、その危険性を知りながら命よりも経済を優先し暴走する電力会社と国。原発はいらないという国民の声に耳を傾けないのであれば、私たちの選択で、原子力を使う企業を市場から退場させる。そのチャンスが、電力自由化だと考

えることができます。もっとも、注意が必要です。もったいなく、東電から電力会社を変えれば大丈夫、というわけではありません。既存電力会社から電気を仕入れて、安く売ろうとする新電力会社が大半であり、電力の仕入れ先はどこか確認する必要があります。パワー・シフト・キャンペーンなどでは、電力会社の電源構成をHPで公開しているのを、確認しましょう。現状、再生可能エネルギー100%の電力会社は少なく、焦らず国民の声で支えていく姿勢が重要です。福島原発事故から5年。風化を狙い原発の再稼働が進められる一方、国民の声の受け止めた裁判所の判断による高浜原発の差し止めがされることに表れるように、原発を巡る闘いは拮抗しており、重要な局面を迎えています。諦めることなく、原発反対の闘いを続けていきましょう。



スタッフ紹介
緑川ゆう子さん

4月から行政書士として相談員の一人に加わりました。加わって早々、スタッフ恒例のお花見一泊旅行に参加しました。キャンピングカーの道中は、お酒も入って和気あいあいとした雰囲気。仲間どうし結束が強いからこそ、協力し合って相談業務ができる。まさに宮原春夫監督率いるチームだな、と感じました。行政書士の仕事を一言で説明すると、行政機関に提出する書類の作成の代行です。たとえばお客さまから最後の相談を受け、任意後見契約書や遺言書を作ったりします。

私は行政書士になる前、長いこと週刊誌の記者でした。現場取材し、インタビュをもとに原稿を書くという一連の作業は、行政書士の仕事に通じるものがあります。素晴らしいスタッフのみなさんとともに、日々精進していきたく思います。

困った時は、ご相談ください。
川崎医療生活協同組合
川崎協同病院
☆☆看護師大募集☆☆
川崎区桜本 2-1-5
tel 044-299-4781 fax 044-299-4788
http://kawasaki-kyodo.hospi.jp

～天下第一中華～
天龍 中華料理
☆☆大小宴会も承ります☆☆
ホームページ http://www.tenryu.jp/
川崎区東田町 6-17
tel 044-220-3460

自賠責・各種健康保険取扱
鍼灸・整体・リハビリは
鍼灸・整体・リハビリは
川崎中央はりきゆう院
ホームページ http://www.hari-110.com/
tel 044-244-1985

5月の予定

★**無料法律相談日**
5月17日(火)
午後6時30分～予約が必要です。
★**バザー** (5月は中止)
6月21日(土)
午前9時30分～
ご協力をお願いします。
★**土・日・祝日は休み**
です。
(4/29～5/8) 休みです

あいいち
「えひめA-1」
洗濯槽の掃除、ペット糞、尿消臭防止。
排水口、トイレの消臭に抜群の効果。
土壌改良にもご利用できます。
その他用途と色々
500ml ≡ 200円
噴霧容器もあります。(百円)

なんでも生活相談 学習・交流会

記念講演「現代の格差と貧困問題」
(「下流老人」著者藤田孝典氏)

日時 5月24日(火)
午後 2時～4時30分
横浜市社会福祉センター4階ホール(JR桜木町徒歩3分)
参加費 500円

4月の相談内容と件数

(3月21日～4月20日に受けたもの)

相談内容	件数	
	当月	1-4月合計
高齢者問題	0	2
住宅問題	4	12
生活保護	2	9
身障者問題	0	1
就職・仕事	0	6
医療・病院	1	4
市への要求	1	3
多重債務	0	2
架空請求	0	0
税金・年金・保険	0	2
交通事故	0	1
子供問題	0	0
離婚問題	0	1
弁護士等の紹介	1	1
マンション問題	0	0
不動産・相続	3	11
その他	13	40
合計	25	95
開設からの総合計 (2003年9月)	5999	

4月の相談
急激に、高齢化する日本、その中には独居の人たちも多くなっています。「一人暮らしで後の面倒を見てもらう人がいない、これからどうなるのかを考えると夜も眠れない」と。誰か相談できる人を紹介してとの声が相談センターに寄せられています。相談センターでは、専門家による援助を受けながら住宅、相続、後見人など問題解決にあたっています。

迷ったとき、困ったとき、ぐらしの相談センターへ(無料です)